

# 明治15年の岐阜県自由民権運動の位相

中道寿一

- 一、序
- 二、濃飛自由党の消長
- 三、弾圧諸事件
- 四、激化事件の予兆

## 一、序

明治16年2月9日付の『朝野新聞』の「雑報」欄に、以下のような記事が掲載されている。「美濃飛彈の二州は人民因循卑屈の者多く殊に政治上の思想などは絶えて無き程なるを以て先年全国の志士が国会請願の挙ありし時これに加らざるは唯岐阜県と沖縄県のみなりと世評を買ひし位なりしを岐阜の岩田徳義氏が慨歎し濃州五郡の志士を団結して岐阜県有志総代と為り国会期成同盟会へ列せられたるより始めて二州の面目を一蹴し從来卑屈柔軟の人民を感化して元氣を振興せしむるに至り益々進んで政党の団結を為さんとする折柄恰も昨年春自由党總理板垣氏の邁遊有りしかば之が為めに民心大に奮起し又隣国尾州には内藤魯一氏ありて屢々岩田氏等と往来交通されしより今日に至て自由党的勢力二州にあまねく又改進党へ加入せし者も數多あれど帝政党は一人も無しと又右の岩田氏は此程内務卿より自今全国内に於て一ヶ年間公衆に対し政治に関する講談論議を為す事を禁止すべき旨達せられたり」<sup>1)</sup>。岐阜県下の「自由党民権運動のピーク」が「明治15年中頃を中心とする時期」<sup>2)</sup>であったとすれば、この記事は、岐阜県における自由民権運動の位相と消長をよく示していると言える。すなわち、この記事の要点として、(1)当時、岐阜県民は「化外の民」<sup>3)</sup>と評される程、政治思想、殊に自由民権運動に対して無関心で

あったということ、(2)岩田徳義による運動の組織化=濃飛自由党の形成と、板垣岐阜遭難による運動の高揚、(3)内藤魯一を中心とする愛知の自由民権運動と岐阜県の自由民権運動との関連性、(4)自由党と、改進党ないしそ他の政党・結社との関係、(5)運動の高揚に対する反動として、ここに挙げられている岩田徳義の「新聞事件」や、村山照吉の「酒屋会議」事件、後藤秀一の「不敬罪事件」といった当局による種々な弾圧、の5点が挙げられよう。以上の5つの要点を前提にしながら、岐阜県の自由民権運動全体を考察してみると、それなりの意義があると思われる。しかし、自由民権運動研究に関して全くの門外漢である筆者が、こうした考察を十全になすことなど到底不可能であるし、また、先の5点に関して、すでに秀れた研究がなされている。それゆえ、本稿では、そうした研究業績を手懸りに、(2)と(3)、すなわち、濃飛自由党の形成とそれへの弾圧を中心にして、明治15年の岐阜県自由民権運動の位相を問題指摘的に考察してみたい。

## 一、濃飛自由党の消長

前述の新聞記事からも明らかのように、從来、自由民権運動は主として『自由党』——『地方自由党』という系列<sup>4)</sup>で把えられてきた。この傾向は、岐阜県の自由民権運動の研究に関しても例外でない。しかし、自由民権運動が自由党的專売特許でないこともまた確かである以上、自由党的みならず、改進党およびその他の政社と自由民権運動との関係を解明する必要があろう。『關口議官巡察復命書』によれば、明治16年

6月時点において県下には、自由党員52名、改進党員6名、愛国交親社員1,333名がいた<sup>5)</sup>。このことを前提にして、長谷川昇氏が、岐阜県における自由民権運動の流れを解明する上で、「自由党と愛国交親社」という「二本立て」を提唱した<sup>6)</sup>ことは、極めて重要である。

愛国交親社とは、「明治12・13年の頃、名古屋に成立した強い國權的傾向をもつ民權的結社である」が、明治15年7月、50人毎の組に編成された農民の選挙により幹事を選出、これを本部会議に出席させるという民主的組織替によつて<sup>7)</sup>、「貧窮士族=都市細民層と貧農層との同盟」という構造を形成し、しかも「発足の当初は『国会開設』を目標とする政社として『国会期成同盟』に参加しながら、終に自由党に合流することなく然かも自由党と軋轢一対立を生じつつ伸長して行った特異な政社」<sup>8)</sup>であり、また、「免稅、徵兵免除、扶持米給与、財產均分等の希望的願望を掲げ、或いは一種の相互扶助組織によって、現状変革を求める多数の貧民層を組織した」「下層の民権結社」<sup>9)</sup>である。岐阜県下における愛国交親社員は、「貧窮士族及卑賤ノ愚民ニシテ、名ハ政党ナレドモ其実ハ目ニ一丁字ナキ者流ニシテ、政事ノ何物タルヲ弁セサルモノ多シ」<sup>10)</sup>と記されており、その人数に関しては、明治13年11月10日の国会期成同盟2回大会に愛国交親社の荒川定英が「尾張国1郡、三河国1郡、美濃国羽栗・厚見・本巣・方県・各務・加茂・席田・山県・恵那・石津10郡有志926名」<sup>11)</sup>の代表として参加したという記録があるだけで、県下の人数は不明であるが、14年11月には少くとも301名、15~16年にかけては先述のように1,333名と、増加しており<sup>12)</sup>、その分布状況は表Iの如くであった。また、県下における活動としては、明治15年4月の板垣遭難時に、「取締方等非常ニ尽力シ旅館玉井屋ニ於テ療養中社員引連詰切保護」する等「自由党の別動隊」として自由党に協力していたが<sup>13)</sup>、6月の集会条例改正による濃飛自由党の「解党」、7月の組織転換の後、「自由党連合」と決裂し、「政談演説会」「地方遊説」等民権政社的活動に代って「剣術指南」による民衆把握を前面に押し出す

表I 岐阜県下の愛国交親社員(明治16年)

郡名	羽栗	本巣	郡上	安八	下石津	武儀	海西	山県	方県	厚見	各務	合計
人數	250	72	48	24	48	216	24	24	24	382	221	133

(『閔口議官巡察復命書』より)

という独自の行動を取るようになり<sup>14)</sup>、ついには明治17年7月、結社禁止処分を契機に、東濃において激化事件、いわゆる美濃加茂事件を発生させるに至る。

ところで、前述したように、民権運動の主要な活動手段に「政談演説会」がある。表IIにみられるように、政談演説会は、明治10年代においては15年が一つのピークを成している。県統計表では43回開催となっているが、復命書では「昨十五年中ハ開会度数五十度、開会場所拾八ヶ所、演題二百二十八題、弁士六十七人、解散ヲ命シタル事五度ナリ、……本年(16年)1月ヨリ六月ニ至ル間ノ演説度数ヲ昨年ニ比スレバ五分ノ一ニ過キス。亦以テ演説流行スルノ時期已

表 II

明治	演説会回数	許可演題数	不認可演題数	演説者数	解散回数	禁止処分者数
13年	44	346	不詳	30	3	0
14	30	220	〃	27	2	0
15	43	330	77	70	4	2
16	27	115	0	63	3	0
17	24	137	9	42	1	0
18	11	48	4	21	1	0
19	29	237	3	165	4	2
20	33	327	33	183	7	2
21	62	380	135	135	11	2
22	108	795	91	308	14	4
23	171	733	4	621	4	1

(『県統計資料』より作成)

明治 15 年の岐阜県自由民権運動の位相(中道)

ニ経過シアルヲ知ル」<sup>15)</sup>と記されている。そして、15 年の政談演説会は、表Ⅲから、1~4 月と 9~11 月に、開催数と聴衆数との点で多いことが分るし、また、表Ⅳから、地域別には「府下近傍及ヒ東方恵那郡中津川地方、西方安八郡大垣地方」に集中していることが分る<sup>16)</sup>。しかも、1 月から 4 月の、板垣岐阜遭難前後の時期には、岐阜・大垣地方周辺から次第に全県下へと広がって行くが、9 月~11 月の時期は、「ほとんど東濃地区に偏在する傾向を示している」<sup>17)</sup>。また、当時の政談演説は、改進党自由党「互ニ睥睨シ其軋轢ヲ演説ニ訴」えながらも、「自由党員ノ演説ハ躁暴過激ニシテ傍聴者多シト雖モ躁ノ徒ノミ。改進党ノ演説ハ頻リニ着実ヲ勤ムルヲ以テ浮薄ノ徒ハ之ヲ喜ハスト雖モ、却テ着実ノ士ハ耳ヲ傾テ默聴スルモノ多シ」<sup>18)</sup>という傾向を示していたと言われるが、前記 50 回の政談演説は、「明らかに改進系と思われるもの 11 回、交親社系 4 回を含み、不明のものを除いて

自由党系は約 30 回程度」であり、しかも、そのうち、9 月以降東濃恵那郡を中心に行われた自由党系演説会は 17 回と思われる<sup>19)</sup>。ところで、岐阜県の改進党系組織としては、明治 14 年 10 月、西濃名望家層を基盤に「立憲改進党と……名籍を別にするも、遂に同流分派と感じ共力し合う」<sup>20)</sup>濃飛共立義会が成立しており、その指導者層は県政に対して大きな潜在的勢力を誇っていたが、改進党員そのものは先述のように 6 名でしかなく、県下の改進党の組織力は極めて弱かったと言える。

以上の点から、少くとも明治 15 年の時点において、県下の自由民権運動の中心的組織は、自由党であったと考えられる。それでは、岐阜県における自由党组织とは何か。『閑口議官巡察復命書』に、次のような記述がある。「初メ県下ニ濃飛自由党ナルモノアリ、党員凡武百余、多クハ過激粗暴ノ徒ニシテ、犯上抗官ヲ以テ自ラ得タリトスルモノナリシカ、去年(明治 15 年)

表 III

15年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
回 数	5	10	8	3	5	3	2	1	6	5	8	0
演 題 数	32	25	31	17	19	21	10	5	28	21	21	0
(演説者数 (延べ人数))	11	18	20	13	8	21	10	5	19	13	15	0
聴集既数	861	1,540	950	2,210	250	400 以上 不詳	不詳	200	1,742	460	1,257	0

(『閑口試官巡 (『閑口議官巡察復命書』より)

表 IV

郡名	厚見	山県	各務	羽栗	多芸	不破	安八	郡上	武儀	土岐	恵那	大野	合計						
町村名	岐阜町	高富町	藤洞村	和合村	竹ヶ鼻村	笠松村	島田村	赤坂村	大垣町	今尾町	中坪村	上有知村	閑見村	多治見村	中津川村	岩山村	高山町	17 町村	
開催回数	8	4	1	1	2	1	2	1	3	1	3	2	3	2	12	5	3	54	
聴集数	2 4 1 1 人	2 2 0 0 人	2 0 0 0 人	7 5 0 0 人	7 0 0 0 人	9 4 0 0 人	0 7 0 0 人	0 0 0 0 人	0 0 0 0 人	0 0 0 0 人	0 0 0 0 人	2 0 0 0 人	1 9 0 0 人	2 0 0 0 人	3 0 0 0 人	1 9 0 0 人	2 0 0 0 人	5 6 0 0 人	9 7 6 0 人

(同上)

六月集会条例ノ改正ニ於テ、其党總テ解散セリ。是時ニ当テ其党員中ノ重立タルモノ、村山照吉、早川啓一、本多政直、山田頼次郎、後藤秀一、藤吉留吉、岩田徳義、菅井三九郎、大野染滋等五十二人ハ遙カニ東京自由党=加名セリ。是レ今ノ所謂自由党員ナリ。此党員常ニ東京本部ト声氣ヲ通シ、又屢々政談演説会ヲ設ケ以テ他ノ衆民ヲ蠱惑シ、務メテ党勢ヲ張ラントスルモノノ如ノナレトモ、必竟此輩資産ニ饒カナルモノニ乏シキカ為メ、往々賤陋拙劣卑ム可キ挙動ノアルヲ以テ、愚民ト雖トモ其為ニ籠絡セラルモノナク反テ之レヲ忌避スル事毒薬ノ如ク猛獸ノ如シ。彼等亦自ラ人に容レラレサルヲ知リ現今ニ至ツテハ殆ント困頓シテ倍々拙劣ノ手段多シ…」<sup>21)</sup>。要するに、明治15年の時点において、「過激粗暴」で「犯上抗官」の党員「弐百余名」を抱える「濃飛自由党」が存在していたが、6月の集会条例で解散し、党の「重立タルモノ」52名が東京自由党に入党、活動を継続しているが民衆に受け入れられず、「困頓」している、ということである。しかし、「解散」当時の「重立タ」党員数52名は、府県別にみると、全国第6位の党員数であったということは注目すべきことである。なお、15年時の県下の党員の出身と地域別分布は、表V、VIの示す如くである。それゆえ、以下、濃飛自由党の形成過程を中心に考察してみたい。

ところで、岐阜県における自由民権運動を考

表V 自由党党員数（14年10月—15年11月）

士族	平民	計
22	33	55

表VI 自由党党員地域別数（15年11月頃）

	安 八	恵 那	不 破	方 県	厚 見	小 計
士族	15	0	1	1	3	20
平民	3	15	5	4	0	27
計	18	15	6	5	3	47

（佐藤誠朗「明治17年5月の自由党員名簿について」『歴史学研究』178号、31、32ページ）

察する場合、「単に岐阜県側のみのアプローチにとどめず、むしろ……愛知県側からのアプローチの二本立て研究を進め、民権の移入が愛知県から岐阜県にもたらされた点を大きく評価」<sup>23)</sup>するという若井正氏の方法が、一つの手懸りとなる。この方法によれば、岐阜県民権運動の主要人物の一人である岩田徳義が、「三河交親社」を創立した内藤魯一と、「君ハ是ヨリ濃飛二州ノ野ヲ開拓シテ自由民権ノ種子ヲ繁殖セラルベシ、不肖魯一ハ尾參両国ヲ以テ任セント」<sup>24)</sup>という「盟約」を交し、明治12年5月頃名古屋より岐阜へ移転したという愛知県側からの動きと、明治12年11月7日の第3回愛國社大会に、岐阜県から「期せずして先方で落合った」村山照吉、柴山忠三郎、安田節藏の3名が参加し、「取りあえず柴山を」県代表に選出した、という岐阜県側の動きが示され、次いで、帰岐した3名が請願運動のための組織活動に従事し、明治13年3月の第4回愛國社大会=国会期成同盟第1回大会に、岐阜県から「関村党」24名の代表者が参加し、国会開設充化上願書に柴山が署名したことが強調される<sup>25)</sup>。おそらく、それは、「関村党」を、岐阜県の民権運動の流れと愛知県からの流れとの一つの接点として把えていいからであろう。というのも、その方法は、国会期成同盟への「関村党」代表参加者を「4名」とし、柴山・村山を確認、安田を「有力視」し、「最後の一名は岩田ではないかと…推察」しており<sup>26)</sup>、その根拠として、「関村党」第一の運動方針が演説会の開設であったこと、明治13年4月に岩田が「岐阜演説社」を設立したこと、そして、その規則と「羈立社演説会規則」とが酷似していることを挙げているからである<sup>27)</sup>。これは、一つの重要な仮説ではある。しかし、いずれにしても、この「関村党」は、岐阜県民権運動の統一組織として最初に表面化した名称ではあっても、その実態は、「にわか仕立ての、組織基盤の未成熟な寄り合い所帯」<sup>28)</sup>でしかなく、当時の県下民権運動の状況を反映していたと言えよう。なぜなら、明治13年11月の第2回大会に県の代表を送ることができなかったということは、それだけ運動の組織化がなされていな

かったということであるし、また、14 年 10 月の第 3 回大会に向けて、組織化の努力がなされたはずにもかかわらず、「頻に東西に奔走して僅かに数十名の有志を募」ることができた程度であり、しかも、第 3 回大会=自由党創立に参加した岩田が「我県下人民の迷夢を醒して将来大に為すあるの策を講ぜんには、宣く非常活発の活動を試みるに如かずと、依て自由党の党首板垣伯を躁して自由民権の種子を県下に増殖すべきことに決」し、12 日帰岐したとき、彼を代表として送り出した当の組織は「四分五裂して復び収集し難い状況であったからである<sup>29)</sup>。こうした明治 14 年末の状況に関して、県史は、「岩田、早川ら士族民権家の間には連絡はあっても、当時すでに何らかの活動をしつつあったと思われる」村山、柴山、山田(頬)、後藤、大野等「広義の農村派とみられる人たちとは密接な連絡を欠いていた…、即ち、まだ開明的士族層と農村的指導者との間に協力関係が確立せず、あるいは地域的にも運動が分散していた」<sup>30)</sup>と記している。このような状況の中で岩田は、崩壊した「加納町会議」組織の再建=自由党地方支部の設立、板垣歓迎の準備に着手し、板垣来岐の前までようやく自由党岐阜県支部たる「濃飛自由党」設立へこぎつけたのである。

ところで、この「濃飛自由党」とは、どのような性格の組織であったのか。この党に対して、相反する二つの評価があるように思われる。一つは、若井氏の評価であり、もう一つは、青木健児氏の評価である。若井氏は、「板垣岐阜遭難前夜一加茂郡太田懇親会」の中で、「この濃飛自由党は、例えば静岡の岳南自由党や三河の三陽自由党などが板垣東海道遊説に際し中央の自由党の一支部として結成されたのと同様、岩田が十四年末の加納町会議結盟の分裂危機を乗り越え板垣来岐以前の十五年早春、組織再構築→自由党岐阜地方本部設立のため、宣伝・組織活動(懇親会・演説会)の活発な展開=党勢拡大により結成したものである。結成時期は十五年二月で、岩田が拠点とした恵那郡岩村・岐阜都市部及び近郊の、岩村自由党・山県自由党を基盤としているが、即成のため組織力は他県の地方本

部(例えば三陽自由党)に比して脆弱であった」<sup>31)</sup>と記している。他方、「岐阜県初期自由民権運動史——岩田徳義と内藤魯一との関係を中心」の中では、「岩田が組織再編の重点拠点と目した岐阜及び岐阜近郊・恵那郡岩村などから二月中旬頃に、郡部組織として……『山県郡自由党』や……『岩村自由党』などの郡部の自由党が誕生する。これを基盤に、板垣来岐直前の三月中旬(十五日頃)、県内各地の郡部代表有志者が岐阜に結集し、とりも直さず念願の『濃飛自由党』が設立された…。…『濃飛自由党』の特徴は、板垣来岐のために即成に作られ一本化した各目的組織という点にある」<sup>32)</sup>と述べている。この二つの記述の間には、濃飛自由党設立時期の変更と、若干のアクセントの移行があり、それらを別にすれば、岩田の強力なリーダーシップにより「山県自由党」「岩村自由党」が即成され、その上に、脆弱な名目的統一組織として、「濃飛自由党」が成立した、という共通点があるように思える。さて、こうした若井氏の評価に対して、青木氏は、岐阜県下の自由民権運動を、中津川グループ、恵那郡岩村グループ、山県郡グループ、大垣士族グループ、その他のグループに分け、そのうち、中津川グループを「濃飛自由党から独自に生成し展開した」<sup>33)</sup>ものとして除外した後、濃飛自由党とは、「十五年二月末まで都合数百名を下らないであろう各地域グループが形成され、三月上旬」「その中の中心分子=百名余が加入し構成した」ものであり、「安田、村山、柴山という農村指導者層の弛まない日常的組織活動の努力と、岩田に代表される開明インテリ分子とが統一結合」したもので、決して「各地域グループの寄せ集めではなく、岐阜県の民権運動の単一的結社へと統一発展したもの」と抱えている<sup>34)</sup>。つまり、この把握においては、岩田のリーダーシップそのものよりも、「農村指導者層の弛まない日常的組織活動の努力」にアクセントが置かれており、その努力があったればこそ統一組織の形成が可能だったのであって、決して濃飛自由党は名目だけの脆弱な組織ではなかったとされている。こうした相異なる評価に対して、現段階では、双方の評価

の前提になっている新聞資料の一部しか入手しえないため、今のところ、双方の問題性(たとえば、前者の、岩田へのアクセントの置き過ぎ、後者の希望的推測等)を指摘しても、その正否を判断することは避けなければならない。

いずれにしても、「停滞する岐阜県自由民権運動の萌芽の高揚を渴望する岩田徳義と、全国自由党勢力拡大運動を目的とする自由党総理板垣との両者の意志合致=盟約線上に実現した」<sup>35)</sup>

板垣来岐が、「板垣遭難」によって、予想以上に県下民権運動に大きな影響を与えたことは間違いない。たとえば、「自由党は、この凶行を薩長藩閥政府の計画的陰謀と考えたため、極度に緊張し、四方から自由党員やこれを支持する人たちが岐阜に集」まり、「岐阜の秩序は一時自由党壮士の手に握られたとさえ言われ」<sup>36)</sup>、また、「党幹部のなかには、激文をばらまき、いっきょに名古屋監獄を破壊してバスチーユを再現せんと画策するものもい」<sup>37)</sup>て、「革命的幻想」が創り出されたと言われる。

ところで、この時、「山県郡岩村百姓共変事を聞き五百名計り申合せ岐阜に來りて板垣を守らんとせしが、浮説の稍や定るに付出来に至らず此の如き者々に多しと言う」と『朝野新聞』(15・4・16)に報じられており、また、『愛知新聞』(15・4・11)では「美濃国山形郡にて奥羽戦争の節板垣君に隨従せし者凡百余名が板垣君の護衛を致し度とで縦代二名が申出でしが君は決して他の応援を仰がず生命は天に任すとて謝絶せられしゆえ止むを得ず該百余名の者は尚武を主義として自由党へ加入せし由」と報じられている。これら二つの記事が同一事象を意味しているか否かは不明であるが、これらを先の濃飛自由党の評価との関連でみると、前の記事は後者の評価に、後の記事は前者の評価に用いられる。

また、4月13日には、「今回岐阜地に有名の志士集合せしを幸はひ」、国豊座で演者18名の、「地方の演説会に稀なる」「政談大演説会」が開かれ、聴衆3,000名(『復命書』2,000名)が出席するという盛況さであった<sup>38)</sup>。以上の点から、まさに、この板垣岐阜遭難前後の時期は、「自由民権運動のピーク」であったと言える。

しかし、こうした運動の高揚は、他方において反動をも呼び起す。すなわち、「板垣来岐を機とする自由党の活動が、15年6月の集会条例改正等の動きと相まって県下における弾圧の強化を招いた」<sup>39)</sup>のである。かくして、濃飛自由党は、政治結社が「支社を置き、若くは他の社と連絡通信することを得ず」<sup>40)</sup>という、集会条例改正追加第8条によって「解党」させられたのである。

にもかかわらず、濃飛自由党は、その後も「非政治結社などの偽装の下に活動を続けていた」<sup>41)</sup>。このことは、たとえば、7月7日濃飛自由党の幹部早川啓一が大垣警察署に召換され、「同党の組織性質に就き種々尋問」されたのに対し「政談社に非ざる旨」を述べたことからも明らかである<sup>42)</sup>。その問答の内容は以下の通りであった。「(問) 濃飛自由党ヲ團結セシハ何等ノ為カ蓋シ政治ヲ講論議スル為ニハアラサルヤ、該党ニ於テ名簿ヲ備ヘ置キ又ハ郡部ヨリ本部ヘ対シ党衆ノ名簿ヲ送呈スルハ何ノ要アルヤ、党中へ加盟スルトキ資金ヲ出スハ何等ノ費用ニ充ツルヤ、毎年一回大會議ヲ開主意ハ如何ナル場合ヲ云フカ、不破郡赤坂村始メ各所ニ於テ濃飛自由党岩田徳義が開会スル演説会ハ該党ノ演説ナルカ、濃飛自由新聞社ト濃飛自由党トノ関係及ビ該社新聞社員ハ大ニ政党ノ内ヨリ選抜スルヤ、(答) 濃飛自由党ヲ團結センハ政治ヲ講論議スル為ニハ無之盟約第一章第二章ニ明記スル處ヲ目的トシテ團結シタルモノニ有之候、党中ニ名簿ヲ備ヘヌ郡部ヨリ本部へ党衆ノ名簿ヲ送達スル儀ハ其党員加除増減ヲ明カニセン為メニ有之候、党中へ加盟スルトキ加盟金トシテ金一円ヲ差出ス儀ハ之ヲ積金トシ其利子ヲ以テ本部ノ費用ニ当テ尙余金ヲ党员学資ニ充ツルモノニ有之候、毎年一回大會議ヲ開クハ党中役員ノ改選年内ノ費用ヲ预定スル儀ニ有之候、不破郡赤坂村始メ各所ニ於テ演説シタルハ濃飛自由党ノ演説会ニハ非ラズ党中ニアルモノ等ガ為シタル演説ナリ最モ當時認可相成タル届書ニ因テ顯然タル儀ニ有之候、濃飛自由新聞社ハ濃飛自由党トハ其区分ヲ異ニスルモノナリ、故ニ新聞社ハ党中党外ヲ論セズ株主タラント欲スル

者ニハ之ヲ許容スル儀ニ有之亦社員ヲ党员ノ内ヨリ選抜スル等ノ規則モ無之候、右ノ如クシテ濃飛自由党ハ政談結社ノ目的ニアラズ全ク政治外ノ翼望ヲ達セントスル者ニ有之候<sup>43)</sup>」。

## 二、弾圧諸事件

県下民権運動が民権運動期において、「小崎県令の権威を些も搖がし得なかった」理由として、『県史』では、「運動の結束力の弱かったこと」と、「当時県下の民権論が地元の具体的問題や要求に結びつかず、天下国家的抽象的観念論に終ったこと」が挙げられているが<sup>44)</sup>、さらに、県令小崎利準自身の藩閥政府に対する忠誠心<sup>45)</sup>＝「平常自由党と言えば親の仇の如く忌み嫌う」<sup>46)</sup>民権嫌いも挙げてよかろう。

小崎県令は、板垣来岐に際して、「所存の自由党员には悉く密偵を附して一挙手一投足をも束縛」したり、「警察官より戸長に命じて懇親会に列せし者の姓名を取調べ差出す様、内達」<sup>47)</sup>したりして、高揚する民権運動に弾圧を加えた。そうした弾圧の代表的なものとして、岐阜県自由民権運動の三大弾圧事件、すなわち、(a)村山照吉の「酒屋会議事件」、(b)後藤秀一の「天皇不敬罪事件」、(c)岩田徳義の「新聞事件」がある<sup>48)</sup>。以下、明治 15 年の弾圧事件として、(a)と(b)を取り挙げてみよう。

(a)、「酒屋会議事件」とは、「明治 11 年および 13 年に行われた造石税率の引上げが、全国の酒造業者の営業をいちじるしく圧迫したこと」に端を発した、「造酒業者の経済的利益を守るために反税闘争」への政府の弾圧事件であるが、この闘争が植木枝盛に指導されることによって、この事件は「国会開設を要求する自由民権派の政治運動と結合して展開」した点に「歴史的意義」を持っている<sup>49)</sup>。この事件の経過としては、まず、15 年 4 月、植木枝盛が板垣岐阜遭難の報に接して高知を発つが、途中、大阪にて酒屋会議の準備に当り、4 月 16・18・19 日、大阪の『大日本立憲政党新聞』に「愈来る 5 月 10 日ヲ期シ全国酒造大懇親会ヲ大阪ニ開設候間、此段四方同業者諸君ニ告グ」という広告を出したが、こ

れに対して政府は「大阪府をして集会を禁止させる一方、酒造業者の参集を阻止するために、全国の地方官に指示を発した」<sup>50)</sup>。他方、岐阜県においても、方県郡安食村の酒造家村山照吉により、大阪会議に先立って、県下の酒造家を集めて会議を開く計画が立てられていた。それゆえ、小崎県令は、郡長に対し、以下のような内達を発した。「來ル五月一日ヨリ大阪ニ於テ各府県下ノ酒造家ヲ集メ減税ノ事ヲ議スル由ニ候處右ハ国安ニ妨害アリト見認ムル儀且今般当地ニ於テ來ル三十日管下酒造家懇親会開設スペキ杯新聞紙ヲ以広告致シ候者有之旁其部内ニ於テモ左ノ者共至急呼出シ嚴重説諭ヲ加ヘ組合酒造家ニ於テ右等へ出会セザル様厚ク注意致サスペシ。此言及内達候也。明治十五年四月二十一日、岐阜県令小崎利準」<sup>51)</sup>。これを受けて、郡長は村山に対し郡役所への出頭を求め、「今回大阪府下に於て植木枝盛、安立又三郎等が首唱となり、全国の酒造家を囲集して何か会議を開らく由なるが、貴殿にも彼等が如き主唱人と相交り、事理なき相談に列りて心得違等のありては、容易からぬ次第なれば、努力謹みて斯る者共と交はらざる様ありたきなり。附ては管内各組合郡村の酒造家へも貴殿より令公が内諭の趣意を伝へられ、其方向を誤らざる様説論方御周旋あらまほしく、且つ又た貴殿に尋ね度きは、這頃貴殿の発起とかにて管内酒造家の懇親会を催さるる由、右は大阪の酒造会議に出席すべき打合せなりと申すものも候が、全体夫の懇親会相談会などと申して各自営業の暇を潰し集会をなすが如きは誠に益なき事にして、却て笑の種を蒔き、果は官の罪人ともなり、世に忌はしき事共とこそ存じ候が、貴殿には果して斯の御催しのあることにや」<sup>52)</sup>と説諭した。しかし、村山は、「別段某より御答なすべき筋はなし」と答弁を拒絶し、退出した。その後度々となく召換されるが、彼は出頭せず、次のような書面を送付した。「已ニ本日何等ノ用タルヤ明記有リ度旨使ヲ以テ開陳候所酒税云々ノ事件ナル旨口頭ヲ以テ伝ヘラレ候ニ付酒税上納ノ事ナルヲ信ジ出頭仕候所豈団ランヤ県令閣下ヨリ内諭アリタル云々実ニ驚入候仰モ酒造会議ナリ酒造懇親会ナリ人々相交

親シテ之ヲ開キ同胞意見を交通シテ人世ノ幸福ヲ全ウスル人間社会ニアリテ尤モ欠ク可ラザル一大要務ナリ何ゾ閣下ノ心慮ヲ煩スノ理アランヤ依テ此段通達被下度候以上<sup>53)</sup>。また、それ以前に彼は、「酒屋會議ヲ開クノ激文」という冊子を印刷配布していた。そのため、4月29日岐阜警察署は村山を呼出し、会の停止を通告、翌30日には、彼の宿泊している玉井屋へ行き、「急激なる文書を刊行し官吏の職務に対して侮辱を加えた廉」で、村山を拘束した。これに対し、「朝野新聞」は、「酒屋會議ヲ差止メタルヲ以テ……国民が商業ノ自由ヲ防碍スルノ道理ナキコトヲ弁論スルノ已ムヲ得ザルニ至レリ然ルニ岐阜県令ハ詮議ノ次第ナル五字ニ代ルニ国安妨害ノ四字ヲ以テシタレバ……酒屋會議ハ如何ナル理由アツテ国安妨害タルヤト問ハバ……之ニ答フルノ説ヲ考出スルコト能ハザルナリ。彼ノ酒屋會議ハ……減税請願ノ事ヲ議セント欲スルモノナリト為サンニ果シテ何レノ辺ニカ国安防害ノ分子ヲ含蓄スルヤ酒造税ハ日本政府ノ法律ヲ以テ定メタル所ナリ然ルニ其税額ヲ減少スルノ請願ヲ為サントスルハ国安妨害ナリト思惟セシニ因ルカ請願ハ決シテ惡事ニ非ズ故ニ我政府ハ未ダ會テ人民ガ請願ヲ為スノ権利ヲ滅絶セシコト有ラザルナリ…政府既ニ請願ヲ以テ国安妨害ト為サザルノミナラズ常ニ其門戸ヲ開イテ之レヲ俟ツニ当リ中央政府ノ意ヲ奉承スペキ地方官ニシテ人民ガ請願ヲ為サントスル方法ヲ制止シ妄リニ目シテ国安妨害ト為スガ如キハ政府ノ意ニ背クノミナラズ一般国民が便利ヲ害スル蓋シ僅小ニ非ザルナリ岐阜県令ハ中央政府ノ意ニ背イテ顧ミザルノ人ナラザル可シ国民ノ便利ヲ害シテ快シトスルノ人ナラザル可シ……<sup>54)</sup>と、會議禁止の不当性を痛烈に批判した。しかし、8月14日、岐阜輕罪裁判所は、激文の内容が「現今ノ酒造税ヲ重トシ酒造営業者ハ飽マデ困難ヲ極メ無限ノ慘酷ニ陥ルノ情況ヲ述べ是等ハ畢竟法制ノ宣シキヲ得ズ取斂苛虐ノ甚シキモノナリト人民ヲシテ官吏ヲ蔑視シ政府ノ信用ヲ失ハシムルノ念慮ヲ起サシメタルモノ」として、村山に重禁錮1月、罰金10円の刑を宣告したのである<sup>55)</sup>。

(b)、後藤秀一の「不敬罪事件」とは、明治15年5月7日、「濃飛自由党員たる後藤秀一氏が、美濃国不破郡赤坂村に於て開きし政談演説会中、乗興に対し不敬の言語を発せしと、臨監の警官により中止解散を命ぜられしが其後警官より告発せられ<sup>56)</sup>た事件である。ところで、明治15年中、「演説過激ニシテ集会条例又ハ刑法ニ触レ解散ヲ命ジ又ハ処断ヲ経タルモノ」としては、「明治15年2月21日飛彈国大野郡高山町ニ於テ開会シタル節国安ニ妨害アリト認メ」られ1ヶ年の演説禁止を受けた「石川県平民段証依秀」と、明治15年10月28日「恵那郡中津川村ニ於テ演説中刑法第百四十四条ニ触レ」重禁錮3月罰金30円、演説禁止1ヶ年を受けた「長野県平民内山重一郎」、そして、「不破郡赤坂村ニ於テ演説中刑法第四十一条ヲ犯スモノ」として「重禁錮一年六月、罰金百円、監視一年」を受けた「方県郡平民後藤秀一」の三人がいるが<sup>57)</sup>、その中で、後藤は、「これまで余り比類なき罪状」<sup>58)</sup>に処せられたのである。それはなぜか。

明治15年5月29日付の岐阜輕罪裁判所の「判決言渡書」によれば、以下のような理由から重罪に処せられたのである。すなわち、5月7日不破郡赤坂村竹中新蔵(濃飛自由党員)方において開催された政談演説会(聴衆70人)で、本多政直「精神論」、藤吉留吉「何者カ社会ヲ改良スルゾ」とともに後藤は「民権論」を演説した<sup>59)</sup>。「演説会場ニ監臨シタル警部補榎原鎮太郎ノ告発書及聞取書、巡查富山要次郎ノ証言」から推測すると、「民権論」の内容は、「明治二十三年ヲ期シテ国会開設ノ明勅アリタルニヨリ人民ハ専ラ智識ヲ開カザル可ラズ、若、開カザレハ延期セラルルヤモ計難シ云々ト演スルニ当リ、之ヲ会社ニ例シ其社ヲ政令社ト名ケ、社主ヲ今次郎、幹事ヲ三太郎、幹事補ヲ岩次郎、会計掛ヲ常蔵ト云ヒ、其他ハ九人ノ相談役ト唱ヘル者アリ、該役員ニ於テ、社事取扱方ノ專横ナルヨリ紙幣ノ如キ切符ヲ四方ニ散布シ我儘勝手ノ処置ヲナシ、漸次、該社モ危急ニ迫レバ、役員自己ノ俸給ヲ貧リ将来ノ事ヲ顧慮セザレバ、社主ハ『オ人ヨシニテ』困難ヲ極メ其不取締ナ

ル景況ヲ演説シタルモノ」であった。確かに後藤本人は、「幼稚ノ人民聞取ヲ要スル為メ、一ノ会社ニ比例シ其ノ会社ニハ今次郎、三太郎等ノ役員アリ」と言ったが、それは「天皇陛下、若クハ、大臣等ニ対シ喻比シタルニ非ザル」と供述している。しかし、「該演説前後ノ語勢ヲ審按スルニ、暗ニ会社ニ喻比シ、事実、政令社ト云フハ〔明治〕政府ヲサシ、今次郎ト云フハ〔今上〕天皇陛下ニ対シ、三太郎、岩次郎ト云フハ即チ三条〔実美〕、岩倉〔具視〕兩大臣等ヲサンタルモノニテ、政府困難ノ場合ヲ演説シタルモノト認定」した。これは、「天皇ニ対シタル不敬ノ所為」と「官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタル所為」であるが、「二罪俱発ナルヲ以テ」、「その重き一罪、すなわち、不敬罪のみで処罰された」のである<sup>60)</sup>。

この弾圧事件は、板垣遭難で異常に高揚した県下の民権運動、特に、その中心的組織たる濃飛自由党を駆逐するために、板垣遭難時に刺客を取押えたことで著名となった「演説」の人、後藤を徹底的に封じ込めておこうとする小崎県令の策謀であるだけでなく、若井氏の指摘するように、「当時の民権家が、内面的には共和制に賛成、外的には君民共治とするのに対し」「世襲観念が希薄で“天皇も人民の意志で変えられる”という」「かなり自由な天皇觀を持つ」平民出身の後藤が、「明確な共和制思想を放言してはばかりなかった」<sup>61)</sup>とすれば、天皇制原理に依拠する明治政府の必然的対応であり、県令の臭覺的対応であったと言えよう。

### 三、激化事件の予兆

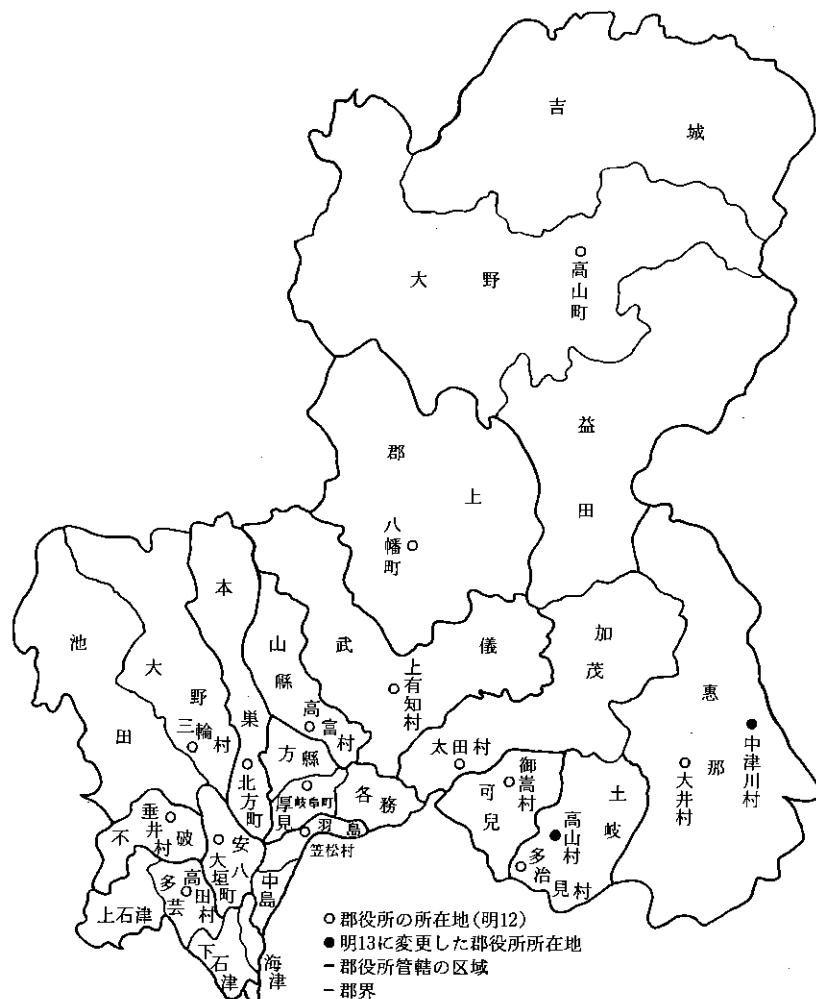
明治 15 年 10 月 11 日付の『朝野新聞』に、岐阜県会の状況を示す、以下のような記事が掲載されている。「去月(9月)20 日より開会せし岐阜臨時県会にて治水費の項を議せしが議論紛起し議員は茨城県の如く山岳党と水部党との二派に分られ、山岳党は本議は暫く他日に延期せんとの説を主張し水部党は直ちに之を議決せんとの反対説を主張せしが、山岳党の方は議員過半数を占むるより勝利を得べき有様なりしが其党

中池田大野席田等五郡の議員は俄かに中立党となるに転せしより決を取るに及んで水部党の勝利となりしかば山岳党議員は続々病気届を出し昨今議場は議員少數にて開会すること能はざる由」と。

『濃飛両国通史』によれば、「県会議員の政派」は、「西南濃及び北濃の一部を包括して多数を制する……治水派」=水部党と、「飛彈及び東濃議員団結して之に當り、非治水派をなす」少数派の「山岳派」=山岳党とに分けられ、また、大体において、「山岳派」には自由党系の議員が多く、「治水派」には改進党系に連なる議員が認められる<sup>62)</sup>。

この治水派対山岳派という地域的対立は、当初、必ずしも固定的なものではなかったが、明治 11 年 7 月の、郡区町編成法、府県会規則、地方税規則の、いわゆる三新法発布によって、住民が税負担の過重に苦しむようになり、さらに、明治 13 年 11 月の第 48 布告によって、地方税が地租の「1/5 以内」から「1/3 以内」に改正され、また、府県土木費に対する国庫下渡金が 14 年度から廃止されることになってから、対立関係は激しくなってきた。14 年 3 月 26 日招集の通常県会においては、県は治水費 23,200 円を提案した際、「内務省に対して治水費国庫特別下渡を請願すべきだ等の論議が集中」<sup>63)</sup>し、「可否同数、議長採決により原案は否決されたが、知事権限による再議の結果、修正可決」<sup>64)</sup>される程の苛烈な対立となっていた。この対立は、15 年 2 月の臨時議会でも白熱化し、提案された治水費は、前回同様、否決後、再議、可決された。しかし、15 年 3 月の第 4 回通常県会においては、再議後も否決されたため、「内務省の指揮により本県の原案執行第一号となって解決」され、ついに、「原案執行」の歳入に関して開かれた 15 年 9 月の、先述の臨時県会は、「開会の翌日から欠席者が多くなったために 22 日間の休会」、30 日間の会期中「会議日数はわずかに 8 日」という大波乱であった<sup>65)</sup>。この時、飛彈及び東濃議員 17 名は、「夫レ議会議員ノ本分タル一県ノ経済ヲ計画シ一回ノ公益ヲ振起シ上ハ則チ公衆ヲシテ属望ニ満足ヲ得セシムル者ニシテ其職任タル重且

図I 岐阜県郡治区画(明治12年)



大」なることを自覺して、「本年甲第六十号臨時県会ノ招集ニ応ジ該議案ヲ領掌シ再三閲謂スルニ此案タルヤ全額九万ノ上ニ出ズルモ共費途多クハ治水費ニアラザルナシ抑我県ノ治水費タルヤ濃飛両国全管ノ利害ニ関セズ一地方則チ関係郡村ノ負担ニ属スル者ニシテ仮令ヒ補助ノ名儀ヲ以テ其幾分ヲ支給スルモ地方税中土木費ノ名儀ヲ以テ支弁スペキノ理由万々之ナキヲ信ズ故ニ議場ニ昇ルニ当リテ閣下ト法律ノ見解ヲ異ニスルヲ以テ之レヲ参事院ニ裁定ヲ請ハント論ジタリシガ謂フ可カラザル内情ノアルアリテ遂ニ起立シ少数ニヨリ一敗」<sup>66)</sup>したため、辞職した。

そのため、12月に入って、後任選挙が行われることになったが、「東加茂郡40ヶ村の人民」などは「新議員を選挙するも到底徒労に属する者ならんと認め、更に投票をなさざることに議決」<sup>67)</sup>する状態であったり、また、「漸クニシテ開票ヲナスニ至リタルモ有リシトノ事ナルガ其被選入ハ各郡共ニ符ヲ合セタルガ如ク敦レモ前任ノ議員ヲ再選スルコトトハナリタリキ、然ルニ此度ノ投票選挙会ニ於テ再ビ当選セラレタル前任ノ議員諸氏ハ何等ノ見込アリテカ再ビ任ニ県會議員ノ職ニ就クフ屑シトセザルモノノ如ク其ノ郡役所ヨリ重ネテ当選ノ旨ヲ達セラルルヤ

直チニ辞職届ヲ差出シテ復タ一向ニ顧ミル所ナキニ似タリ……可児加茂郡二郡ノ如キ山県郡ノ如キ是ナリ而シテ恵那郡ノ如キハ選挙会ノ当ニ至ルモ未ダ投票ノ不足ナルガ為メニヤ開票指名ノ場合ニ至ラズ…」<sup>68)</sup>という状態であった。こうした飛弾・東濃地方農民の県に対する反抗の態度は、次の、より具体的行動へと連なるものであった。「我東濃五郡(山県郡ヲ合スルトキハ六郡)及ビ飛弾国ノ人民ハ県下東西ノ経済ヲ分離セシガ為メ各々委員ヲ派出シテ將ニ某所ニ一大連合会ヲ開キテ其ノ手続キヲ議セシメ此事若シ成就セザルニ於テハ更ニ岐阜県ノ輒ヲ脱シテ愛知県ノ管轄ニ帰センコトヲ大政府ニ請願セントスト云ヘリ」<sup>69)</sup>。実際、こうした東濃分離問題を検討する委員会が、「加茂郡の細目村に於て」開催されたと伝えられている<sup>70)</sup>。

ところで、青山虹二氏は、明治 10 年代の農民騒擾について次のように述べている。「明治 13 年から 15 年にかけての 3 年間は騒擾の件数だけをみると安定期のような印象を受けるが……地租改正を契機として起こされた質地問題、入会問題をめぐっての訴訟が激増している。……この時点では一応合法的な訴訟という形で発現している…」<sup>71)</sup>、しかし、農民騒擾は、「16 年に急にふくれあがり、17 年の 167 件をピークとしている(表VII)。これは松方デフレ政策による農

村の破滅的な様相をそのまま反映するものであつた」<sup>72)</sup>と。では、松方デフレ政策の岐阜県における影響は如何なるものであったか。岐阜県への深刻な打撃を物語る次のような記述がある。「県下の主要な生産物である米の価格は、14 年 3 月をピークにして以来低落の一途をたどり、17 年の 1 月には 1 石 3 円台にまで落ちこんでしまった。物価の急落は米のみではなく、県下の主要な産物すべてに及んだ。地租改正以来、否応なしにその主産物である米を販売し、地租の納入にあてていた農民は、現金収入が半減し、生活窮乏においこまれたのである。一方、政府は、このような不況の進行にもかかわらず、大衆消費課税の増額、地方税への国家財政の負担転化などの増税措置を実施した」<sup>73)</sup>と。当時の新聞は、「近ごろ穀類を始め其他野菜或は呉服太物等に至るまで総て二三割の低価を兆したるは東京にて諸色殊の外に下落せし影響なりと云ふ」とか、諸色物価の低落は「米価の下落より來たせしものにて昨今各商家の不景気は言ふばかりなしとのこと」など不況の深刻化を伝えているし、それに伴って、「同郡〔土岐郡〕に設置ある第四十六国立銀行にては諸方の物騒がしき折なれば今度協議費にて巡査二名を雇置度義を同所の警察分署へ願ひ出たり」といった不穏な社会状態をも伝えている<sup>74)</sup>。また、15 年 9 月以降の政談演説会は東濃地方に偏在しており、特に、「政治思想に富む中津川においては「自由党員の数十名もあり」、「一個自由主義の新聞を発刊せん」<sup>75)</sup>との動きをみせ、「自由の空氣既に我濃州の東方にたなびく」<sup>76)</sup>とまで評される程、15 年末の東濃の民権運動は活気を呈していた。以上のような状況を、小崎県令は、16 年 1 月 8 日付で「岐阜県民情不穏ノ景況」として、次のように内務省へ上申している。「本県下東濃地方加茂可児土岐恵那ノ四郡ハ予テ治水費ノ苦情ヨリ経済分離又ハ管轄替請願ノ企有之各郡村ニ委員ヲ設ケ頃日中頻リニ密会ヲ催ス趣ニ付専ラ注目罷在処今回請願条例頒布ニ付テハ暫ク躊躇ノ景況ニ有之然ルニ先般府県会規則第三十三条规定御指揮ヲ受ケ常置委員ニ付シ議決ノ上賦課シタル土木費即今徵収中ニテ本月下旬期限ニ至ル

表VII 明治10年代の年次別騒擾数

明治 11 年	112
12	34
13	24
14	26
15	23
16	54
17	167
18	43
19	33
20	6

(青木虹二『明治農民騒擾の年次別研究』64 ページより)

モ決シテ取納致間敷若シ規則ニ仍リ財産公買処分ニ及フ時ハ断然決心スル所アルヘシト予約シ各村民相誘フ模様ニ付万一平和ヲ保ツ能ハス遂ニ暴動ヲ惹起スルニ至ルモ難計尚精々注意深慎中ニ有之右ハ未タ政党員等ヨリ教唆スル等ノ聞へハ無之候共元来東濃地方ニハ自由党又ハ改進党ノ流派モ有之且ツ昨今愛知地方ニ於テ自由党員ノ集会モ有之既ニ本県下ヨリ出会い中ノ者モ有之候ニ付旁以其機ニ乘シ暗ニ煽動スルニ至ルヤモ亦料リ知ルヘカラス…」<sup>77)</sup>と。

こうした県側の不安通り、16年1月に入るゝと、可児・加茂・恵那3郡の「人民総代七十名許」が、恵那郡岩村にて「四郡連合経済分離」を前提に治水費原案取消等について論議する一方で、治水費追加割の納入期限を前にした東濃住民は、納税延期の請願を掲げて行動に出るようになった。それは、「去ル十八・九日ヲ以テ卒然齧至鳥合ノ状勢現シ竹槍蓆旗ヲ以テ四隣ヲ騒擾ス」と伝えられるように百姓一揆の様相を帯びていた<sup>78)</sup>。これに対して、郡役所・県当局は、各地で「説諭」を強め、ついには、「大書記官警部長其他警官巡查百余名」を出張させ、「即時に右税金ヲ出サシメ一日タリトモ猶予乞フ者アレバ警官之レガロ供ヲ取り押印セシム」という、「強迫圧制ナル手段」をもって、3月半ば、一応「鎮定」した<sup>79)</sup>。しかし、この「鎮定」が本質的な解決でなかったことは、17年7月、「『地租を百分の一に軽減する事』、『地租以外の諸税廃止の事』、『徴兵令廃止の事』を要求した二百五六十人の規模での農民蜂起—当時「東濃暴動とも称された美濃加茂事件」<sup>80)</sup>の勃発から、明らかである。

- 1) 『朝野新聞』、明治16年2月9日。
- 2) 『岐阜県史・近代下』117ページ。
- 3) 岩田徳義『板垣伯岐阜遭難録』外山書院、1909年、2ページ。
- 4) 長谷川昇「加茂事件」堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』12巻—民権運動の激化と解体(1)』有斐閣、昭和24年、121ページ。
- 5) 岐阜県立図書館『美濃国民俗誌稿・関口議官巡察復命書』昭和43年、48-50ページ。以下『復命書』とする。
- 6) 長谷川昇「愛知・岐阜地方の自由民権運動」『岐阜県郷土資料研究協議会会報』5~6ページ。

- 7) 『岐阜県史・近代下』119ページ。
- 8) 長谷川昇「加茂事件」前掲書121ページ。
- 9) 『岐阜県史・近代下』120ページ。
- 10) 『復命書』47ページ。
- 11) 『岐阜県史・近代下』108ページ。
- 12) 長谷川昇「加茂事件」前掲書137ページ。
- 13) 同上書146ページ。
- 14) 同上書144ページ。
- 15) 『復命書』28~29ページ。
- 16) 同上書29ページ。
- 17) 『岐阜県史・近代下』117ページ。
- 18) 『復命書』28ページ。
- 19) 『岐阜県史・近代下』124ページ。
- 20) 同上書118ページ。
- 21) 『復命書』47ページ。
- 22) 佐藤誠朗「明治17年5月の自由党員名簿について」『歴史学研究』178号、31ページ。
- 23) 若井正「岐阜県初期自由民権運動史—岩田徳義と内藤魯一との関係を中心に」『東海近代史研究』4、1982年、91ページ。
- 24) 同上、91ページ。
- 25) 同上、92ページ。
- 26) 同上、93ページ。
- 27) 同上、93~95ページ。
- 28) 同上、92~93ページ。
- 29) 岩田徳義「余が前半期の歴史」『岐阜市史・史料編近代一』922~923ページ。
- 30) 『岐阜県史・近代下』114~115ページ。
- 31) 若井正「板垣岐阜遭難前夜—加茂郡太田村懇親会」『郷土研究・岐阜』20、1978年、15ページ。
- 32) 若井正「岐阜県初期自由民権運動史」前掲誌、100~101ページ。
- 33) 青木健児「岐阜県に於ける自由民権運動(2)」『岐阜史学』25、1958年、37ページ。
- 34) 青木健児「岐阜県自由民権運動史序説」(岐阜県立図書館蔵・原稿)162~170ページ。
- 35) 若井正「板垣岐阜遭難前夜」前掲誌14ページ。
- 36) 『岐阜県史・近代下』129~130ページ。
- 37) 『岐阜県の社会運動史』428~429ページ。
- 38) 『愛知新聞』明治15年4月13日。
- 39) 『岐阜県史・近代下』136ページ。
- 40) 『自由党史・中』岩波文庫、187ページ。有賀義人編『自由民権運動関係資料抄録』凌雲堂書店、222ページ。
- 41) 『岐阜県史・近代下』116ページ。
- 42) 『岐阜日日新聞』明治15年7月19日。
- 43) 『岐阜日日新聞』明治15年7月23日。
- 44) 『岐阜県史・近代下』141ページ。
- 45) 建部恒三「明治民権史話—板垣遭難前後史談」22ページ。
- 46) 若井正「岩田徳義の『新聞事件』」『岐阜史学』76、1982年、88ページ。
- 47) 武藤貞一「板垣伯遭難記」、藤吉留吉『板垣君遭難詳録』(若井正「板垣岐阜遭難前夜」前掲誌16ページより)
- 48) 若井正「岩田徳義の『新聞事件』」前掲誌、83ページ。
- 49) 家永三郎『植木枝盛研究』岩波書店、231ページ。
- 50) 同上書、233~234ページ。

明治 15 年の岐阜県自由民権運動の位相(中道)

- 51) 『朝野新聞』明治 15 年 5 月 5 日。
- 52) 『立憲政党新聞』明治 15 年 4 月 29 日(家永三郎・前掲書 234 ページより)。
- 53) 『朝野新聞』明治 15 年 5 月 7 日。
- 54) 『朝野新聞』明治 15 年 5 月 7 日。
- 55) 『朝野新聞』明治 15 年 9 月 7 日。
- 56) 『事時新報』明治 15 年 6 月 5 日(手塚豊「明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(二)」『法学研究』44 卷 9 号 61 ページより)。『朝野新聞』明治 15 年 6 月 6 日。
- 57) 『復命書』29 ページ。
- 58) 若井正「後藤秀一の『天皇不敬罪事件』——手塚豊氏の間に答えて」『岐阜史学』75、1982 年、3 ページ。
- 59) 『復命書』37 ページ。
- 60) 『岐阜日日新聞』明治 15 年 6 月 1 日(若井正「後藤秀一の…」前掲誌 3 ~ 4 ページより)
- 61) 同上誌、8 ページ。
- 62) 村上貢「山岳水場論争と自由民権運動」『岐阜史学』156、1969 年、9 ページ。
- 63) 『岐阜県史・近代下』473 ページ。
- 64) 村上貢、前掲誌 7 ページ。
- 65) 『岐阜県史・近代下』278 ページ。
- 66) 『朝野新聞』明治 15 年 10 月 28 日。
- 67) 『岐阜日日新聞』明治 15 年 12 月 10 日。
- 68) 『岐阜日日新聞』明治 15 年 12 月 20 日。
- 69) 同上。
- 70) 『岐阜日日新聞』明治 15 年 12 月 17 日。
- 71) 青木虹二『明治農民騒擾の年次的研究』新生社、74 ページ。
- 72) 同上書、66 ページ。
- 73) 中野効四郎『岐阜県の歴史』249 ページ。『岐阜県史・近代下』475~479 ページ参照。
- 74) 『岐阜県史・近代下』488 ページ。
- 75) 『岐阜日日新聞』明治 15 年 12 月 12 日。
- 76) 『岐阜日日新聞』明治 15 年 12 月 13 日。
- 77) 井出孫六他編『自由民権機密探偵史料集』三一書房、741 ページ。
- 78) 『岐阜日日新聞』明治 16 年 1 月 24 日(村上貢、前掲書 11 ページより)。
- 79) 村上貢、前掲誌、12 ページ。
- 80) 『岐阜県史・近代下』489 ページ。

